

## 傍聴の方は次の事項を守ってください

- 1 傍聴人名簿に記入し、係員の指示に従い入場し着席してください。
- 2 発言に対して批評を加えたり、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- 3 みだりに席を離れたり、談笑するなどの方法により会議の秩序を乱し会議の進行を妨害しないこと。
- 4 会場で写真等を撮影し、又は録音その他の方法により記録をとらないこと。ただし、あらかじめ議長の許可を得た場合はかまいません。
- 5 議長が会議を非公開とすることを宣言したとき、又は、議長に退場を命ぜられたときは、速やかに退場してください。

## 次の方は会議を傍聴することはできません

- 1 凶器その他、人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを所持している者
- 2 酒気を帯びている者
- 3 会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

東京都板橋区建築審査会  
(事務局：都市整備部住宅政策課)